

「第37回江東区民まつり中央まつり」協賛企業等募集要項

江東区民まつり中央実行委員会（以下「実行委員会」という）は、江東区民まつり中央まつり（以下「区民まつり」という）の趣旨に賛同し、ご協賛いただける企業等を募集しています。

1 協賛企業等とは

協賛の申込みを行い、区民まつりの運営に使用することを目的として現金等の提供を行う企業・団体です。

2 協賛の種類

- (1) 協賛金
用途を特定せず、全体的な経費に充当する現金の提供（一口5万円より）。
- (2) 物品提供（例：当日従事される企業ボランティアに提供するための飲料など）
別途相談させていただきます。内容によってはお断りをさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

3 協賛企業等が得られる特典

- (1) 江東区が発行する「こうとう区報10月1日号区民まつり特集号」に企業名を掲載します。
- (2) 開催当日、来場者に配布する「ガイド（パンフレット）」に企業名を掲載します。
- (3) 実行委員会が作成する「ポスター」に企業名を掲載します。
- (4) 会場各所の案内板等に企業名を掲載します。
- (5) 江東区および区民まつり公式ホームページに「企業名」、「ひとことコメント」を掲載します。
- (6) 協賛金2口以上の場合、当日、場内放送で来場者に企業名をお知らせします。
- (7) 協賛金3口以上の場合、江東区役所前に大型看板を設置し、企業名を約2週間掲示します。
- (8) 協賛金4口以上の場合、開催会場内に出店、ノベルティの配布等を行うことができます。
- (9) (1)、(2)、(3)の掲載文字の大きさは、協賛金額、物品の提供内容によって異なります。

4 協賛金納付方法

8月中旬に納付のご案内および請求書を送付いたします。請求書の到着後、事務局の指定する口座または直接事務局窓口までご入金ください（恐れ入りますが、お振込み手数料は貴社・貴団体様にてご負担くださるようお願いいたします）。

5 協賛お申込み期限

令和元年7月31日（水）

6 お申込み方法

以上の条件をご確認いただき、別紙「第37回江東区民まつり中央まつり協賛申出書」をメール、FAXまたは郵送にて実行委員会あてに送付してください。

7 協賛申込書の不受理等

実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、申出書を受理しないことがあります。その際には、申込者に対しその旨通知させていただきます。

- (1) 区民まつりを特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれがある企業等からの申込
- (2) 法令又は公序良俗に反する企業等からの申込
- (3) その他実行委員会が不相当と判断する場合

8 その他

- (1) 区民まつりが荒天等やむを得ない事情により中止となった場合でも、納付済みの協賛金等はご返金できかねます。あらかじめご了承ください。
- (2) 協賛に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ誠意をもって解決にあたります。